

へいせい ねん がつ にちしこう がつ にちかんぜんしこう  
平成 28 年 4 月 1 日 施行 (10 月 1 日 完全 施行)

# とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんじょうれい 栃木県障害者差別解消推進条例

しょうがいしゃさべつ

## 障害者差別のない

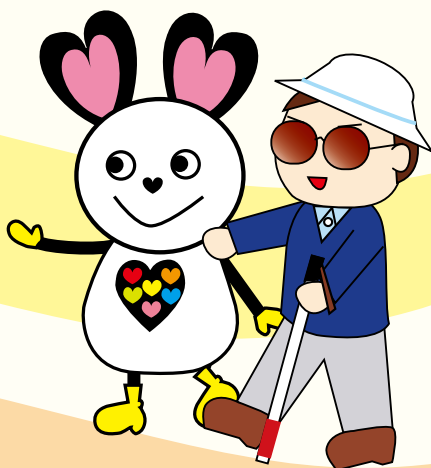
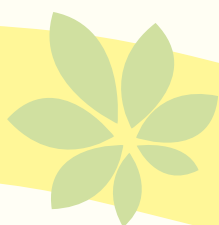


きょうせいしゃかい

じつげん

めざ

## 共生社会とちぎの実現を目指して



けん とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんじょうれい もと すべ けんみん  
県は、「**栃木県障害者差別解消推進条例**」に基づき、全ての県民が、

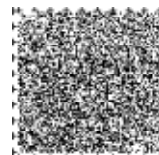
しょうがい しょうがいしゃ かん りかい じゅうぶん ふか しょうがい うむ  
障害や障害者に関する理解を十分に深めるとともに、障害の有無にかか

とも ささ あ ちいきしゃかい じつげん めざ とく  
わらず、共に支え合う地域社会の実現を目指して取り組んでいます。

### とちぎけん 栃木県

このコードは、視覚障害の人への情報提供を目的に作られた「音声コード」です。  
専用の活字文書読み上げ装置で、活字の情報を音声で聞くことができます。

※一部のスマートフォンアプリでも読み取りができます。





# 1 障害者差別解消の推進のために（条例第3条）

次の考え方を基本として障害者差別解消の推進に取り組んでいきます。

- 障害の有無にかかわらず、全ての人の基本的な人権が尊重されなければなりません
- 色々な人がいることを理解し、障害や障害者を知ることが大切です
- 障害者差別を解消するため、色々な人や事業者が協力することが大切です

# 2 不当な差別的取扱い（条例第12条）

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否する、場所や時間帯などを制限する、障害のない人にはつけない条件をつけることです。

県民や事業者は、不当な差別的取扱いをしてはいけません

## ～不当な差別的取扱いの例～

- 重度や多動の障害があることを理由として、サービスの提供を拒否する
- 障害を理由として、周りに迷惑をかけないなどの誓約書を書かせる
- 身体障害者補助犬を連れていたり車いすを利用していることを理由として、お店に入ることを拒否する など

# 3 合理的配慮（条例第13条）

合理的配慮とは、負担になりすぎない範囲で、障害のある人が困っていること（社会的障壁）をなくすための配慮のことです。

県は、合理的配慮をしなければなりません。

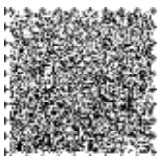
県民や事業者は、障害のある人からお願いがあったとき、合理的配慮をするよう努めなければなりません。

## ～社会的障壁と合理的配慮の例～

- 車いすを使っている人にとっての段差
  - \* 段差にスロープを渡すことで、通ることができます
- 聴覚障害のある人にとっての音声での説明
  - \* 手話や筆談、電光掲示などを使うことで、情報が伝わります
- 理解が不得意な障害のある人にとっての難しい文書
  - \* 絵や簡潔な言葉を使って説明することで、わかりやすくすることができます



「ヘルプマーク」  
援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるマークです





## 4 そうだんまどぐち 相談窓口とあっせん

### (1) そうだんまどぐち じょうれいだい じょう 相談窓口 (条例第14条)

とちぎけんしょうがいしゃけんりようご  
栃木県障害者権利擁護センター

でんわ 028-623-3139 ファックス 028-623-3052

メール tochigi-shougaisakenri@dream.jp



### (2) じょうれいだい じょう じょう あっせん (条例第15条～18条)

そうだん じぎょうしゃ ふとう さべつてきとりあつかい かいけつ ばあい けん  
相談をしても事業者による不当な差別的取扱いが解決できない場合は、県が  
しょうがい ひと じぎょうしゃ あいだ はい かいけつ ていあん もと  
障害のある人と事業者との間に入って解決につながる提案(あっせん)を求める  
ことができます。へいせい ねん がつ にち しこう(平成28年10月1日から施行)

じぎょうしゃ せいとう りゆう う い けん じぎょうしゃ かんこく  
事業者が正当な理由なくあっせんを受け入れないときは、県が事業者に勧告をした  
り、公表したりすることもあります。  
こうひょう

## 5 しょうがいしゃさべつたいおうしん じょうれいだい じょう 障害者差別対応指針 (条例第7条)

ふとう さべつてきあつかい ごうりてきはいりょ ていきょう ばめん じょうきょう おう こと  
不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供は、場面や状況に応じて異なることから、  
けんない じれい けんみん てきせつ たいおう しんしん しょうがいしゃさべつたいおうしん さくてい  
県内の事例をもとに、県民が適切に対応するための指針(障害者差別対応指針)を策定  
します。

## 6 とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんいんかい じょうれいだい じょう 栃木県障害者差別解消推進委員会 (条例第19条)

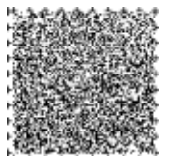
しょうがいしゃさべつかいしょう すいしん とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんいんかい せっち  
障害者差別解消を推進するため、栃木県障害者差別解消推進委員会を設置します。

### いいんかい おも やくわり ～委員会の主な役割～

- しょうがいしゃさべつたいおうしん いけん い 障害者差別対応指針に意見を言うこと
- しょうがいしゃさべつかいしょう かん じょうほう こうかん とりくみ れんけい はか 障害者差別解消に関する情報の交換や取組の連携を図ること
- おこな あっせんを行うこと

とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんじょうれい くわ ないよう けん らん  
栃木県障害者差別解消推進条例の詳しい内容は、県ホームページをご覧ください。

栃木県 障害者差別解消





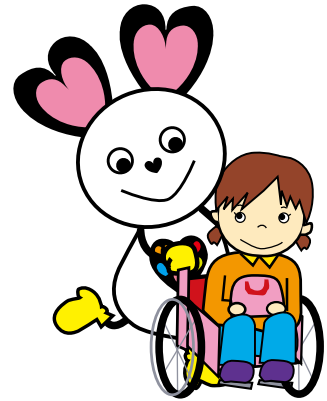
## 障害ごとの特性 お願いしたい合理的配慮

障害のある人（障害者）については、「障害者基本法」において、「**身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）**」その他の心身の機能の障害がある者であって、**障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。**」と定められています。

合理的配慮を適切にするためには、**障害の特性や、その人が何に困っているかを知ることが重要です。**

また、ひとりひとりの**障害にも違いがあり、いくつかの障害のある人もいます。**周りの状況によっても合理的配慮の**仕方は違ってきます。**

このことを知った上で、**障害のある人やサポートする人とお話をして、ひとりひとりにあった合理的配慮をお願いします。**



## 肢体不自由

肢体不自由とは、**事故や病気などにより、手足や体の機能に障害が生じている状態です。**  
歩く、座る、手や指を使って**作業をする、話す**など日常のさまざまな**動作が難しい**人がいます。また、**手足の動きや表情が思うようにならなかつたり、体温の調整が難**しかつたりする人もいます。

### ～肢体不自由の人へのサポート～

#### ・車いすや松葉づえなどを使っている場合

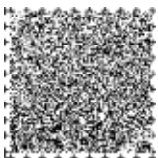
狭い通路やわずかな段差でも大きな妨げになります。また、お店などでは、**ドアの開閉や高い場所、低い場所のものを取る**ことが**難しい場合**があるので、その人に**応じた配慮**をしましょう。

バリアフリー化などの**環境整備**も**重要**です。

#### ・手や指などに障害がある場合

文字を書く、**お金を取り出す**などといった、**手や指を使う細かな作業**をすることに**不便を抱えている**人がいます。**手助けが必要**か**たずねる**など、その人に**応じた配慮**をしましょう。

また、**肢体不自由の人の中には、スムーズに話す**ことが**難しい**人がいます。**筆談**のための**メモやボード**を使って、**要件を確認**しましょう。



「障害者のための  
国際シンボルマーク」



## 内部障害

内部障害とは、内臓機能に障害が生じている状態です。  
 心臓や呼吸器、ぼうこう・直腸、腎臓などの内臓機能が低下しているため、疲れやすかったり体力が低下していたりします。

### ～内部障害の人へのサポート～

内部障害は外見ではわかりにくく、周囲の人に理解されにくい障害です。そのため、障害による疲れや体調の悪さを感じていても、周囲の人に言えずにいることがあります。  
 外見ではわからない障害があることを理解し、手を貸す、いすを譲るなどの配慮をしましょう。



「オストメイトマーク」

## 視覚障害

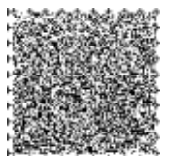
視覚障害とは、見えにくい、まったく見えないなど、視覚に何らかの障害が生じている状態です。“見えにくい”には、「細部がよくわからない」「見える範囲が狭い」などさまざまな状態があります。

### ～視覚障害の人へのサポート～

困っている様子の中には、まず声をかけてください。声をかける時には、前方から相手に伝わるように行います。説明や案内をするときは、具体的な言葉を使いましょう。  
 また、点字ブロックは、視覚障害の人が歩行するための重要な道しるべです。点字ブロックの上には物を置かないようにしましょう。



「盲人のための  
 国際シンボルマーク」





## 聴覚障害

聴覚障害とは、聞こえにくい、まったく聞こえないなど、聴覚に何らかの障害が生じている状態です。聞こえ方はさまざまで、補聴器や人工内耳などを装着している人もいます。また、日常の言語として「手話」を使っている人もいます。

### ～主な聴覚障害の人とのコミュニケーション手段～

聴覚障害の人とのコミュニケーション手段には、次のようなものがあります。どのような方法をとればよいのか、本人に確認しましょう。

- ・筆談（紙や、指で手のひら・空間に文字を書く）
  - ・手話（手や指、表情、体で表現する視覚言語）
  - ・読話（口話。相手の口の動きで言葉を読み取る）
  - ・スマートフォンやタブレットなどの電子機器の活用
- そのほか、手話通訳や要約筆記の活用などがあります。



### ～聴覚障害の人へのサポート～

聴覚障害は外見ではわかりにくく、周囲の人に気づかれにくい障害です。このため、呼びかけやあいさつなどを無視していると誤解されることがあります。

音で情報を得ることが難しいため、困っている様子有的时候には、筆談などで確認しましょう。

また、聴こえを助ける補聴器や人工内耳をしていると、大きすぎる声は聴き取りにくくなるため、その人の前方から、普通の大きさをゆっくりはっきりと話しかけましょう。

### 身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）

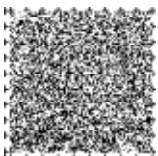
視覚や聴覚、手足や体の機能に障害のある人をサポートする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」をまとめて、身体障害者補助犬といいます。

補助犬はペットではなく、障害のある人のパートナーであり、さまざまな場所に同伴することができます。身体障害者補助犬法では、「犬だから」という理由で補助犬がお店などに入ることを断ってはいけないことになっています。

また、街なかで補助犬を見かけても、触ったり、食べ物を与えたりしないでください。気が散ってしまい一緒にいる障害のある人が危険になることがあります。仕事中であることをご理解ください。



「補助犬マーク」





## もう (しかく ちょうかく ちょうぶくしょうがい) 盲ろう (視覚と聴覚の重複障害)

しかく ちょうかく りょうほう しょうがい ひと もう しゃ しょうかく  
視覚と聴覚の両方に障害のある人を「盲ろう者」といいます。盲ろう者は、触覚や  
のこ しりよく ちょうりよく かつよう と かいわ  
残された視力、聴力を活用してコミュニケーションを取りますが、会話やテレビ、ラ  
たの むずか しょうほう きょくたん かぎ  
ジオを楽しむことも難しいため、情報が極端に限られてしまいます。

### ～盲ろう者へのサポート～

がいしゅつ かぞく つうやく かいじょいん どうはん こま  
外出するときなどには家族や通訳・介助員が同伴していますが、ひとりで困っている  
ようすを見かけたら、こえをかけ、またきこえないひとにはてのひらにゆっくりもじか  
くなどして状況を確認してください。そして、安全な所への誘導や、同伴する人を探  
しゅうきょう かくにん あんぜん ところ ゆうどう どうはん ひと さが  
すなどしましょう。

## ちてきしょうがい 知的障害

ちてきしょうがい  
知的障害とは、おおむね 18 さい までには知的な機能の発達に障害が生じている状態で、  
なん しえん ひつよう  
何らかの支援が必要です。

しょうがい じょうたい  
障害の状態はさまざまですが、しゅうい りかい しえん しごと にちじょうせいかつ おく  
周囲の理解や支援によって、仕事や日常生活を送つ  
たり、よか たの  
余暇を楽しんだりすることができます。

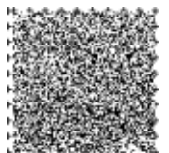
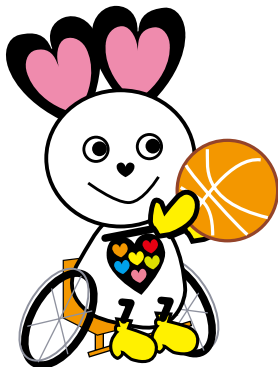
### ～知的障害の人へのサポート～

ちてきしょうがい ひと  
知的障害の人とのコミュニケーションは、わかりやすく みじか ことば み ぶ つか  
り、具体的なものを見せたりすると理解しやすくなります。

ぶんしょう かんじ ふ  
文章は漢字にひらがなを振ったり、イラストなどをつけたりすると読みやすくなり  
ます。

にがて ちい くりかえし  
苦手なことも小さなステップにわけ、繰り返すことで、取り組むことができるよう  
になり、ほんにん いよくこうじょう  
本人の意欲向上にもつながります。

しゅうい りかい しえん ひろ おんわ せいかく こんきつよ と  
周囲の理解や支援があれば、「できること」が広がり、温和な性格や根気強く取り  
く しせい  
組む姿勢といった、ひとりひとりの「良さ」を活かすことができます。





## せいしんしょうがい 精神障害

せいしんしょうがい つぎ せいしんしっかん ふあん ふみん げんかく もうそう  
精神障害とは、次のような精神疾患により、不安や不眠、幻覚や妄想などの  
せいしんしょうじょう しんたいしょうじょう あらわ しょうたい のう きのうしょうがい だれ  
精神症状や身体症状が表れている状態です。脳の機能障害であり、誰もがなりうる  
みぢか しょうがい  
身近な障害です。

### おも せいしんしっかん とくせい ～主な精神疾患と特性～

#### きぶんしょうがい ・気分障害

きぶん なみ おも しょうじょう あらわ びょうき  
気分の波が主な症状として表れる病気です。

しょうたい (きぶん おこ) のみの場合、しょうたい そしょうたい きぶん こうよう  
うつ状態（気分の落ち込みなど）のみの場合、うつ状態と躁状態（気分の高揚など）  
く かえ ばあい  
を繰り返す場合があります。

#### ・てんかん

なん げんいん いちじてき のう かじょう こうふん ほっさ  
何らかの原因で、一時的に脳が過剰に興奮することにより発作がおきます。ぼーっ  
ていど いしきしょうがい とつぜんいしき うしな  
とする程度の意識障害から突然意識を失うものまでさまざまなタイプがあります。

#### どうごうしつちょうしょう ・統合失調症

のう はたら むすか げんかく もうそう しょうじょう  
脳のさまざまな働きをまとめることが難しくなるために、幻覚や妄想などの症状が  
おきます。

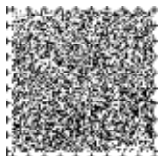
### せいしんしょうがい ひと ～精神障害の人へのサポート～

せいしんしっかん みぢか びょうき おお ひと ふくやく しんりょう ちりょう しょうじょう  
精神疾患は身近な病気で、その多くの人々が、服薬や診療などの治療により症状をコ  
ントロールしながら生活しています。せんもん いりょうきかん そうだんきかん りりょう  
専門の医療機関や相談機関などを利用しながら、  
かぞく ほんにん しゅうい ひと びょうき りかい たいせつ  
家族や本人、周囲の人が病気について理解することが大切です。

しゃかい かが ちりょう ほんにん びょうき つ あ  
社会と関わりをもつことも治療となるため、本人が病気と付き合いながら、ほかの  
ひと こうりゅう しごと つづ ささ  
人との交流や仕事を続けられるように支えていきましょう。

しょうじょう つよ とき むり きゅうよう すみ  
いつもより症状が強い時には無理をさせず、しっかり休養をとることや、速やかに  
しゅじい そうだん ところ  
主治医に相談することを心がけてください。

ほっさ お ばあい ほんにん あんぜん かくほ せんもんきかん そうだん  
てんかんの発作が起こった場合は、本人の安全を確保し、専門機関に相談しましょう。







# 発達障害

発達障害とは、自閉症やアスペルガー症候群を含む広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの総称です。認知や言語、運動、社会的な能力や技術の習得などに得意・不得意があります。

## ～主な発達障害と特性～

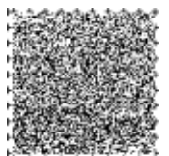
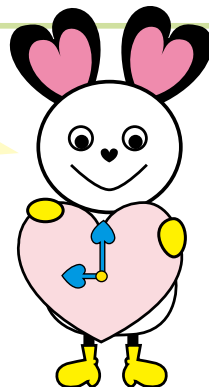
- ・自閉症やアスペルガー症候群を含む広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）  
言葉の発達の遅れ、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、こだわりなどがあります。  
感覚が敏感であったり、鈍感であったり、特定の感覚が苦手なことがあります。  
アスペルガー症候群では、基本的に言葉の発達の遅れはありません。
- ・注意欠陥多動性障害（ADHD）  
集中できない、じっとしてられない、考えるよりも先に動くなどの特徴があります。
- ・学習障害（LD）  
知的な発達に遅れはありませんが、「読む」「書く」「計算する」などの特定のことを学んだり、行ったりすることが苦手です。

## ～発達障害の人へのサポート～

- ・人混みや音などの刺激が苦手な場合  
刺激をできるだけ少なくするなど、環境を整えましょう。
- ・あいまいな言葉が理解しにくい場合  
具体的でわかりやすい言葉を使ったり、写真や絵などを見せたりしながら伝えましょう。
- ・見通しが持てず、不安になる場合  
スケジュール表などを活用して、次の予定を伝えましょう。

また、発達障害の人の中には、社会のルールや暗黙の了解がわからない人もいます。「××しない」ではなく、「〇〇しましょう」と具体的に何をすればよいかを伝えましょう。

- × 「遅刻しない」
- 「9時に  
いすにすわりましょう」





## こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害

こうじのうきのうしょうがい じ こ びょうき のう そんしょう う ちゅうい  
高次脳機能障害とは、事故や病気などで脳に損傷を受けたことにより、注意・  
しこう きおく こうい かんじょう むすか じょうたい  
思考・記憶・行為や感情のコントロールなどが難しい状態です。

しょうじょう あらわ かた こじんさ おお がいけん しゅうい ひと りかい  
症状の表れ方は個人差が大きく、また外見ではわかりにくいいため、周囲の人が理解  
しにくいばかりでなく、ほんにん じぶん しょうがい じゅうぶん にんしき  
しにくいばかりでなく、本人も自分の障害を十分に認識できないことがあり、適切な  
しえん う ごかい  
支援が受けられないと、誤解やトラブルなどにつながる可能性があります。

### こうじのうきのうしょうがい ひと ～高次脳機能障害の人へのサポート～

#### き ち おお ばあい ・気が散りやすい、うっかりミスが多い場合

しゅうちゅう かんきょうづく こころ ないようかくにん こえ おこな  
集中しやすい環境作りを心がけ、内容確認の声かけを行いましょう。

#### おも だ おほ ばあい ・思い出せない、覚えられない場合

ひょう しかくか いちど つた しょうほうりょう すく  
メモやスケジュール表などで視覚化したり、一度に伝える情報量を少なくしたりし  
て伝えましょう。

#### けいかく た ようりょう ばあい ・計画を立てられない、要領よくできない場合

さぎょう てじゆん こま わ ぐたいてき しめ  
作業の手順を細かく分けて、具体的に示すようにしましょう。

## なんびょう 難病

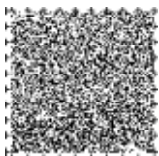
なんびょう はつびょう げんいん あき ちりょうほうほう かくりつ きしょう しっぺい  
難病とは、発病の原因が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病です。  
なんびょう おな しっぺい ひと びょうじょう こと  
難病にはさまざまなものがあり、また、同じ疾病であっても人によって病状は異な  
ります。そして、その多くは内部疾患であるため、外見では病状がわかりにくくなっ  
ています。

ていきてき ぶくやく つういん きゅうそく ひつよう ばあい ひと びょうじょう あ  
定期的な服薬や通院、休息などが必要な場合もありますが、その人の病状に合わせ  
はいりょ おお ひと しごと がっこうせいかつ おく  
た配慮があれば、多くの人が仕事や学校生活などを送ることができます。

### なんびょう ひと ～難病の人へのサポート～

なんびょう とくせい こと びょうじょう しょうがい しんこう ひと  
難病はそれぞれ特性が異なり、病状（障害）が進行することもあるので、その人に  
あ たいおう こころ  
合わせた対応を心がけましょう。

たいちょう とし きゅうけい ばしょ あんない  
体調がすぐれない時は、休憩できる場所を案内しましょう。





## おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業

県は、障害のある人、高齢の人、難病の人、妊産婦など全ての県民が、積極的に社会参加できるよう生活環境を整備していくため、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、ソフト面・ハード面からのバリアフリー化を推進しています。

おもいやり駐車スペースは、車いすを利用する人や障害などにより長い距離を歩くことが難しい人のためのものです。

### ～県民の皆さまにお願いしたいこと～

おもいやり駐車スペースは、障害のある人などの歩行が困難な人のためのスペースです。

外見では障害があることがわからない人もいます。

必要な人が利用できるよう、適正な利用にご理解・ご協力をお願いします。

### ～おもいやり駐車スペースを利用する人をお願いしたいこと～

おもいやり駐車スペースを利用するときは、利用証を掲示しましょう。

なお、おもいやり駐車スペースには限りがありますので、体調が良いときには、互いにゆずり合うなどして、ご利用ください。

### ～多くの方が利用する施設の方をお願いしたいこと～

おもいやり駐車スペースの整備や、適正な利用の呼びかけにご理解・ご協力をお願いします。

ご協力いただける施設は、県のホームページなどでご紹介させていただきます。

協力施設ステッカー



利用証



有効期限なし

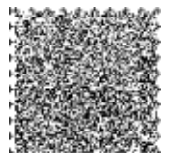


有効期限あり

## 【おもいやり駐車スペースに関する問い合わせ】

栃木県保健福祉課

でんわ 028-623-3103





とちぎけんない しょうがいしゃぎべつ かん そうだんまどぐち  
**栃木県内における障害者差別に関する相談窓口**



市町名	でんわ	ファックス	メール
とちぎけん 栃木県	028-623-3139	028-623-3052	tochigi-shougaiishakenri@dream.jp
うつのみやし 宇都宮市	028-632-2353	028-636-0398	u1904 @ city.utsunomiya.tochigi.jp
あしかがし 足利市	0284-20-2169	0284-21-5404	shogai-f@city.ashikaga.lg.jp
とちぎし 栃木市	0282-21-2219	0282-21-2682	f-service05@city.tochigi.lg.jp
さのし 佐野市	0283-20-3025	0283-24-2708	syougai-fukushi@city.sano.lg.jp
かぬまし 鹿沼市	0289-63-2176	0289-63-2169	syogaifukushi@city.kanuma.lg.jp
にっこうし 日光市	0288-21-5174	0288-21-5105	shakai-fukushi@city.nikko.lg.jp
おやまし 小山市	0285-22-9629	0285-24-2370	d-fukusi@city.oyama.tochigi.jp
もおかし 真岡市	0285-83-8129	0285-83-8554	syakaifukushi@city.moka.lg.jp
おおたわらし 大田原市	0287-23-8921	0287-23-7632	fukushi@city.ohtawara.tochigi.jp
やいたし 矢板市	0287-43-1116	0287-43-5404	shakaifukushi@city.yaita.tochigi.jp
なすしおぼらし 那須塩原市	0287-62-7026	0287-63-8911	k-shakaifukushi@city.nasushiobara.lg.jp
さくらし 桜市	028-681-1161	028-682-1305	shiminfuku@city.tochigi-sakura.lg.jp
なすからすやまし 那須烏山市	0287-88-7115	0287-88-6069	kenkohfukushi@city.nasukarasuyama.lg.jp
しもつけし 下野市	① 0285-32-8900 ② 0285-51-2771	① 0285-32-8601 ② 0285-53-4621	syakaifukushi@city.shimotsuke.lg.jp
かみのかわまち 上三川町	0285-56-9128	0285-56-7493	fukushi01@town.kaminokawa.tochigi.jp
ましこまち 益子町	0285-72-8866	0285-70-1141	kenkou@town.mashiko.lg.jp
もてぎまち 茂木町	0285-63-5631	0285-63-5600	hokenn.fukushi@town.motegi.tochigi.jp
いちかいまち 市貝町	0285-68-1113	0285-68-4671	fukusi@town.ichikai.lg.jp
はがまち 芳賀町	028-677-1112	028-677-2716	fukushi@town.haga.tochigi.jp
みぶまち 壬生町	0282-81-1883	0282-81-1121	kenko@town.mibu.tochigi.jp
のぎまち 野木町	0280-57-4196	0280-57-4193	kenkoufukushi@town.nogi.lg.jp
しおやまち 塩谷町	0287-45-1119	0287-41-1014	hoken@town.shioya.tochigi.jp
たかねざわまち 高根沢町	028-675-8105	028-675-8988	fukusi@town.takanezawa.tochigi.jp
なすまち 那須町	0287-72-6917	0287-72-0904	hoken@town.nasu.lg.jp
なかがわまち 那珂川町	0287-92-1119	0287-92-1164	shakaif@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

※ 相談は、県及び県内全ての市町にすることができます。

とあさき とちぎけんほけんふくしほしょうがいふくしか  
**問い合わせ先 栃木県保健福祉部障害福祉課**

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 でんわ 028-623-3491 ファックス 028-623-3052  
 メール syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp

